備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百九十　キャンプ・シュワブ

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域		対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
沖縄県名護市	沖縄県名護市	字許田、字久志、字数久田、字豊原、字辺野古及び字世冨慶（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	沖縄県名護市	字許田（次の図面に示す部分に限る。）、字久志（次の図面に示す部分に限る。）、字幸喜（次の図面に示す部分に限る。）、字豊原（次の図面に示す部分に限る。）、字数久田（次の図面に示す部分に限る。）、字名護（次の図面に示す部分に限る。）、字一見（次の図面に示す部分に限る。）、字辺野古及び字世冨慶（次の図面に示す部分に限る。）
	沖縄県国頭郡宜野座村	字松田（次の図面に示す部分に限る。）	沖縄県国頭郡宜野座村	字宜野座及び字松田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
沖縄県名護市	沖縄県名護市	字辺野古ほか	沖縄県名護市	一　北緯二十六度三十一分五十四秒、東経百二十八度二分四十四秒の点 二　北緯二十六度三十一分十一秒、東経百二十八度二十九秒の点 三　北緯二十六度三十分二十六秒、東経百二十八度三分四十一秒の点 四　北緯二十六度三十一分二秒、東経百二十八度四分八秒の点
	沖縄県国頭郡宜野座村	一に掲げる点から真方位九十度に引いた線と二に掲げる点から真方位百三十二度四十五分に引いた線との間の陸岸の前面五百メートル以内の海域	沖縄県国頭郡宜野座村	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と三十六に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域及び海域 一　北緯二十六度三十分四十二秒、東経百二十八度一分四十秒の点 二　北緯二十六度三十分二十一秒、東経百二十八度二分二十四秒の点 三　北緯二十六度三十分二十六秒、東経百二十八度三分四十一秒の点 四　北緯二十六度三十一分二秒、東経百二十八度四分八秒の点

五　北緯二十六度三十一分四十五秒、東経百二十八度四分四秒の点
六　北緯二十六度三十二分二十一秒、東経百二十八度三分三十二秒の点
七　北緯二十六度三十二分三十五秒、東経百二十八度二分四十秒の点
八　北緯二十六度三十三分六秒、東経百二十八度二分六秒の点
九　北緯二十六度三十三分十三秒、東経百二十八度二分二秒の点
十　北緯二十六度三十三分二十一秒、東経百二十八度一分五十四秒の点
十一　北緯二十六度三十三分三十一秒、東経百二十八度一分九秒の点
十二　北緯二十六度三十四分十五秒、東経百二十八度〇分四十三秒の点
十三　北緯二十六度三十四分三十六秒、東経百二十八度〇分二十六秒の点
十四　北緯二十六度三十四分四十五秒、東経百二十七度五十九分五十二秒の点
十五　北緯二十六度三十四分三十九秒、東経百二十七度五十九分二十九秒の点
十六　北緯二十六度三十四分二十五秒、東経百二十七度五十九分十五秒の点
十七　北緯二十六度三十四分二十一秒、東経百二十七度五十九分十四秒の点
十八　北緯二十六度三十四分十秒、東経百二十七度五十九分九秒の点
十九　北緯二十六度三十四分五秒、東経百二十七度五十九分一秒の点
二十　北緯二十六度三十三分五十秒、東経百二十七度五十八分五十四秒の点
二十一　北緯二十六度三十三分三十五秒、東経百二十七度五十八分四十四秒の点
二十二　北緯二十六度三十三分四秒、東経百二十七度五十八分十一秒の点
二十三　北緯二十六度三十二分六秒、東経百二十七度五十七分四十八秒の点
二十四　北緯二十六度三十一分五十秒、東経百二十七度五十七分四十八秒の点
二十五　北緯二十六度三十一分二十四秒、東経百二十七度五十七分五十一秒の点
二十六　北緯二十六度三十分五十八秒、東経百二十七度五十八分十四秒の点
二十七　北緯二十六度三十分三十六秒、東経百二十七度五十八分三十五秒の点